

「奈曽の白滝公園 ねがい橋 吊橋点検業務委託」特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、秋田県にかほ市が発注する「奈曽の白滝公園 ねがい橋 吊橋点検業務委託」に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、秋田県にかほ市が管理する奈曽の白滝公園のねがい橋について、公園利用者の安全性・信頼性を確保するために、橋梁の長寿命化を意識した点検を実施し、橋梁の維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的とする。

第3条 適用基準等

本業務は、以下の基準、要領等に準拠して業務を実施するものとする。

- (1) 小規模吊橋指針同解説「(公社)日本道路協会」 昭和59年4月
- (2) 道路橋定期点検要領(国土交通省道路局) 令和6年3月
- (3) 橋梁定期点検要領(国道交通省道路局) 令和6年3月
- (4) にかほ市橋梁長寿命化修繕計画 令和6年3月
- (5) その他関係法令・規則・通達等

第4条 履行期間

履行期間には、準備、印刷製本及び設計歩掛に含まれる現地調査に要する期間、その他を含むものである。

履行期間内に下記機関が含まれる場合はその日数を加算するものとする。

日数の加算は、設計書縦覧前に行う事とし、入札時の履行期間を契約日数とする。

年末年始	12月26日～1月3日	9日間
夏季休暇	8月8日～8月16日	9日間

第5条 業務内容

(1) 対象橋梁

- 1) 橋梁 ねがい橋
- 2) 場所 秋田県にかほ市象潟町小滝 地内 奈曽川筋
- 3) 橋長 75.000m
- 4) 幅員 2.000m
- 5) 形式 無補剛桁歩道吊橋

(2) 計画準備

橋梁点検を実施するにあたり、必要となる資料の収集・整理を行い橋梁点検実施の為の基礎資料とすることを目的とする。

(3) 業務計画書作成

収集及び貸与資料等をもとに、橋梁点検業務計画書を作成するものとし、点検に必要な関係機関との諸手続きを行い、必要な書類の整理を行うものとする。なお収集及び貸与資料での計画書作成及び関係機関との協議が困難で現地調査を必要とするときは、発注者と協議を行うものとする。

業務計画書は下記の項目を満たすよう作成するものとし、事前に監督職員の承諾を得たうえで現地調査に着手すること。

1) 業務概要

ア)業務の目的 イ)業務概要 ウ)位置図 エ)業務実施方針
オ)実施方法 カ)仮設備計画 キ)打合せ計画 ク)業務組織計画
ケ)業務組織計画 コ)使用する主な図書及び基準 サ)緊急時連絡体制
シ)安全管理及び環境対策 ス)その他

(4) 現地調査

既存資料の収集・整理を行った後、ねがい橋の損傷・劣化の程度、現況交通状況を確認し、点検方法を立案する。

(5) 橋梁点検

第3条の適用基準等に準拠し橋梁の近接目視点検により各部材毎に損傷程度の評価（損傷状況）をし、点検結果に基づき健全性の診断を4段階で行う。この判定にあっては発注者と協議のうえ、決定するものとする。目視点検項目は別紙のとおりとする。

1) 本橋梁は点検車、高所作業車等が使用できない吊橋である為、地上からの近接目視点検を実施する。なお、足場やロープアクセスが必要な桁下の点検は対象外とする。

2) 橋梁点検に関しては、周辺状況に配慮したうえで一般利用者、第三者への影響が生じないように十分に注意し、現地作業を行うこととする。なお、下記事項が生じた場合は監督職員と協議を行う

・緊急性の高い損傷等の供用の構造安全性、第三者への被害が懸念されるような異常を確認し別途、対策や詳細調査等が必要な場合。

(6) 報告書の作成

作成する報告書等の内容は、事前に監督職員と協議のうえ決定する。

(7) 管理技術者、照査技術者

本業務の実施にあたっては、業務委託契約付属条件第5条に定める管理技術者を定めるものとし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 技術士(総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート)。
- 2) 技術士(建設部門：鋼構造及びコンクリート)。
- 3) 大学及び高等専門学校卒業後、技術者の経験が20年以上の者、又は高等学校及び専門学校卒業後、技術者経験が25年以上の者。
- 4) R C C M(シビルコンサルティングマネージャー)(鋼構造及びコンクリート部門)の資格保有者
- 5) 実務経験が20年以上の者で吊橋点検の経験者。
- 6) 1級土木施工管理技士

第6条 実施体制

本業務の実施にあたっては、点検員及び補助員を定めることとし、橋梁の損傷程度の評価を行うのに必要な能力と実施経験を有する者とする。

第7条 関連資料の貸与

貸与する図書及びその他の関係資料は以下のとおりとする。別途、必要が生じた場合、貸与可能な資料については、監督職員から貸与するものとする。なお、貸与された関連資料等は使用後、速やかに返納するものとする。

- (1) 橋梁台帳
- (2) その他

第8条 使用機器及び点検機器

使用機械、点検機器等の準備については受注者側で準備するものとし、使用に関しては受注側使用者又は操作者が行うこと。

第9条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・点検終了時等及び業務完了時に行うものとし、その他必要に応じて適宜行うものとする。なお、業務着手時及び業務完了時は、管理技術者が立ち会うものとする。

第10条 安全管理

受注者は、人命の尊重を第一に業務を遂行し、第三者及び点検員等の安全を確保して、無事故で点検業務を完了することに努めるものとする。

利用者規制については、業務計画書に明記すること。

第 1 1 条 周辺対応

橋梁点検実施中、周辺の住民及び公園利用者から苦情等があった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その状況を監督職員に報告するものとする。

第 1 2 条 補償関係

橋梁点検に伴い、立木等の伐採等、必要が生じた場合は、受注者が関係者の了解を得ること。

なお、関係資料の写しが必要な場合は、監督職員に申し出ること。関係資料の写しは適切に管理し、個人情報や機密を保護するとともに、本業務の目的以外に使用しないこと。

第 1 3 条 疑義

本業務実施中に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第 1 4 条 機密の保持

受注者は、本業務で収集した情報及び点検結果について、外部に漏洩してはならない。よって、データの保管や取扱いに関して情報セキュリティ対策を行うこと。

第 1 5 条 成果品

成果品としては、監督職員との協議の中で決定したものとし、紙媒体及び電子データを納入するものとする。

(1) 報告書	ファイル製本	2 部
(2) 国土交通省提出記録様式	ファイル製本	2 部
(3) 点検調書	ファイル製本	2 部
(4) 電子データ	C D - R	2 部
・ 報告書 (Microsoft ExcelまたはMicrosoft Word、PDF)		
・ 国土交通省提出記録様式、点検調書 (Microsoft Excel、PDF)		
・ その他本業務で作成したデータ (Microsoft Excel)等		